



#000000-0000

はぐくみ企業年金

令和6年末  
はぐくみ掛金残高通知書 兼加入者証  
(仮想個人勘定残高通知書)

事業所名 社会福祉法人 あいうえお

加入者番号 023344

加入者氏名 福祉 一郎 様

 福祉はぐくみ企業年金基金

厚生労働大臣認可番号：016408号

事務局営業時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）

事務局所在地：〒162-0845  
東京都新宿区市谷本村町1-1  
住友市ヶ谷ビル15階

ホームページ：https://hagukumikikin.jp/

## はぐくみ掛金残高通知書とは

### いつ・どこに・だれの分が届くの？

・ 毎年2月中旬発行

・ 加入事業所さま宛

・ 加入中の方と繰下げ中（繰下げ申し出をされた喪失中の方）の方が発行対象です

加入者さま個人にはお送りしません  
お勤め先からの配布をお待ちください

### なにが書かれているの？

前年末時点で計算された、  
はぐくみ企業年金の積立金合計や積立金の内訳  
が記載されています。

### 受け取ったらなにをすればいいの？

通知書に記載のご自身の情報、加入期間等に間違いがないか  
確認し、大切に保管してください。

通知書の項目説明等は次ページ以降をご確認ください。



# はじめにご自身の情報をご確認ください

はぐくみ企業年金 #000000-0000

令和6年末  
はぐくみ掛金残高通知書 兼加入者証  
(仮想個人勘定残高通知書)

事業所名 社会福祉法人 あいうえお  
加入者番号 023344  
加入者氏名 福祉 一郎 様

福祉はぐくみ企業年金基金  
厚生労働大臣認可番号：016408号  
事務局営業時間：9:00~17:00 (土日祝日を除く)  
事務局所在地：〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町1-1 住友市ヶ谷ビル15階  
ホームページ：https://hagakumikikin.jp/

水濡れ時には乾燥させてから開封してください。

ここから開いてください

事業所名 社会福祉法人 あいうえお  
加入者番号 023344  
加入者氏名 福祉 一郎 様

あなたの福祉はぐくみ企業年金基金の積立金残高は次の通りです。

**積立金残高**  
※当年末までの利息と分配金含む(全期通算)

720,484 円  
うち、利息と分配金の合計額 484 円

▼ 計算対象期間 (残高算出基準日：令和6年12月31日)

| 資格取得日(加入) | 資格喪失日(繰下げ) | 加入者期間 |
|-----------|------------|-------|
| 令和3年4月15日 | —          | 45か月  |

▼ 積立金残高の内訳

|               |           |
|---------------|-----------|
| 前年までの積立金合計 ※1 | 528,000 円 |
| 今年の積立金合計      | 192,484 円 |

上記の合計額が、当年末の「積立金残高」となります。

[今年の積立金合計の明細]

|            |           |
|------------|-----------|
| 基本部分 ※2    | 192,000 円 |
| 加算部分 ※3    | — 円       |
| 分配された金額 ※4 | — 円       |
| 利息の累計額     | 484 円     |
| その他調整額 ※5  | — 円       |
| 今年の積立金合計   | 192,484 円 |

※1 当年内に制度導入された法人で、導入時に他制度(DB/DC等)からの受給金(特込金)がある場合には、その金額が記載されます。  
※2 あなたが積み立てを選択した、本人積立額を記載しています。  
※3 会社が掛金を積立する、退職金積立部分を記載しています。  
※4 当年の分配金のほか、※1を除く、当年度中の他制度(DB/DC等)からの受給金(特込金)がある場合、その金額が記載されます。  
※5 前年によって修正等の処理をしたことにより、前年までの残高に増減があった場合、その金額が記載されます。

？ < 積立金残高のお問い合わせについて >  
積立金の残高に関するご質問(残高が認識と異なる場合等)は事業所のご担当者さまへお問い合わせください。  
事業所さまの掛金処理状況によって、積立金残高に差異が生じる可能性があります。

## はじめにご自身の情報をご確認ください

表面と中面の、「お勤め先の事業所名、お名前」に間違いがないことをご確認ください。

こちらの記載の情報が、はぐくみ企業年金に登録されています。  
誤りがある場合には、速やかにお勤め先のご担当者様までお問い合わせください。

# はぐくみ残高掛金通知書に記載の項目説明①

ハガキを開いた、中央のページ



**A** ご加入から前年12月末までの積立金の合計額です。利息と分配金も含まれた金額です。

**B** はぐくみ企業年金の加入日(資格取得日)と、加入している期間(加入者期間)です。  
休業・退職等で資格喪失していた期間(繰下げ期間)がある場合は、休業・退職等を開始した日が「資格喪失日(繰下げ)」に記載されています。

水濡れ時には乾燥させてから封してください。

事業所名 社会福祉法人 あいうえお  
加入者番号 023344  
加入者氏名 福祉 一郎 様

あなたの福祉はぐくみ企業年金基金の積立金残高は次の通りです。

**A** **積立金残高**  
※当年末までの利息と分配金含む(全期通算)

720,484 円  
うち、利息と分配金の合計額 484 円

**B** ▼ 計算対象期間 (残高算出基準日: 令和6年12月31日)

| 資格取得日(加入) | 資格喪失日(繰下げ) | 加入者期間 |
|-----------|------------|-------|
| 令和3年4月15日 | —          | 45か月  |

**C** ▼ 積立金残高の内訳

|               |           |
|---------------|-----------|
| 前年までの積立金合計 ※1 | 528,000 円 |
| 今年の積立金合計      | 192,484 円 |

上記の合計額が、当年末の「積立金残高」となります。

ここから開いてください

**CHECK**

この通知書は、あなたの「仮想個人勘定残高」を通知するものです。  
はぐくみ企業年金では、キャッシュバランスプランという制度を採用しています。  
キャッシュバランスプランとは、将来の年金・一時金給付の計算の基となる金額を、一人一人の仮想的な口座(=給付算定上の帳簿)で管理する制度です。  
つまり、「仮想個人勘定残高」とは、あなたが将来はぐくみ企業年金から受け取る年金や一時金を計算するための基礎となる金額のことです。

また、加入期間中の各月末日現在の仮想個人勘定残高は、以下の金額を合計して計算しています。

- 前月末日の仮想個人勘定残高
- 当月の基準給与額
- 前月末日の仮想個人勘定残高に対する利息額

**C** **積立金残高 ( A ) の内訳**です。

- 前年までの積立金合計
- 今年の積立金合計が確認できます。

今年の積立金合計の内訳は、ハガキを開いた一番右側のページでご確認ください。(次ページでご説明します)

※1 前年12月末までに導入された法人で、導入時に他制度から受換金(持込金)が発生する事業所については、その受換した金額が記載されます。

# はぐくみ残高掛金通知書に記載の項目説明②

ハガキを開いた、右面のページ



**D**

**【今年の積立金合計の明細】**

|            |         |   |
|------------|---------|---|
| 基本部分 ※2    | 192,000 | 円 |
| 加算部分 ※3    | —       | 円 |
| 分配された金額 ※4 | —       | 円 |
| 利息の累計額     | 484     | 円 |
| その他調整額 ※5  | —       | 円 |
| 今年の積立金合計   | 192,484 | 円 |

**D** 今年の積立金合計（前ページ **C** 下段）の明細です。

## 基本部分

あなたが選択した掛金額の年間合計です

## 加算部分

所属する法人から積立てられた掛金の合計です

## 分配された金額

当年に分配金が発生した場合に記載されます。分配金が無い場合には、「—」が入ります。当年中に他制度からの受換金（持込金）がある場合、その金額が記載されます。（※1に該当する場合を除く）

## 利息の累計額

当年に付与された利息累計額が記載されます。

## その他調整額

前年に遡って修正等の処理をしたことにより、前年までの残高に増減があった場合、その金額が記載されます。

- ※1 当年内に制度導入された法人で、導入時に他制度(DB/DC等)からの受換金(持込金)がある場合には、その金額が記載されます。
- ※2 あなたが積み立てを選択した、本人積立額を記載しています。
- ※3 会社が用金を積立する、退職金積立部分を記載しています。
- ※4 当年の分配金のほか、※1を除く、当年度中の他制度(DB/DC等)からの受換金(持込金)がある場合、その金額が記載されます。
- ※5 前年に遡って修正等の処理をしたことにより、前年までの残高に増減があった場合、その金額が記載されます。

**? < 積立金残高のお問い合わせについて >**

積立金の残高に関するご質問（残高が認識と異なる場合等）は事業所のご担当者さまへお問い合わせください。

事業所さまの掛金処理状況によって、積立金残高に差異が生じる可能性があります。

## 積立金残高のお問合せについて

通知書に記載の残高と、認識されている残高に相違がある場合は、まずお勤め先のご担当者さまへお問合せください。

こちらの通知書は、法人（事業所）さまからの届出をもとに計算しています。届出の間違いや、届出の提出時期の遅れ等により遡った処理が発生した場合、通知書に記載の金額が変動することがあります。あらかじめご了承ください。

